

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 薬剤料が175円以下の場合は薬剤名等の記載を省略
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第18404号 徴収開始年月日：平成28年4月1日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		220,000	220,000

（2024年11月1日時点）